

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

- (1) (株)仲本工業・(株)大興鋼業・(有)富島建設特定建設工事共同企業体
- (株) 仲本工業 沖縄市美里6-5-1
47-000970 代表者 仲本 豊
(土木特A、建築特A、とび・土工、鋼構造物、ほ装A)
 - (株) 大興鋼業 西原町字小那覇1491
47-011586 代表者 我謝 孟当幸
(土木A、とび・土工、水道施設)
 - (有) 富島建設 金武町字金武4115-1
47-005512 代表者 安富 勝
(土木A、建築A、管A、ほ装A、水道施設)
- (2) (有)川田組(一次下請)名護市字安部62
47-008854 代表者 川田 英輝
(土木A、建築C、ほ装A、造園、水道施設)

2 指名停止措置期間

平成28年2月2日～平成28年2月15日

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての工事(下請けを含む)

4 事実概要

(株)仲本工業・(株)大興鋼業・(有)富島建設特定建設工事共同企業体が受注した、建設計画課発注の「福地～宇出那覇導水管布設工事(ダム工区)その2」において、平成28年1月8日、バックホウを使用し覆工板を閉めるための作業を行っている際、重機オペレーターが施工部より離れるよう指示したところ後退りした作業員が、後方の開口部に誤って転落する事故が発生した。同作業員は両側肺挫傷、後頭部裂創、脳震盪、左外傷性気胸等の怪我を負った。

また、このことについて、名護労働基準監督署より(株)仲本工業・(株)大興鋼業・(有)富島建設特定建設工事共同企業体、(有)川田組(一次下請)あてに是正勧告書及び指導票が出された。

5 指名停止措置理由

当該事故は、開口部への転落防止対策の不備が主な原因である。これは、安全管理の措置が不適切であったと認められ、このような状況で発生した事故については、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第7号の措置要件に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第1第7号

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内